

京都市告示第175号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成26年6月6日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岩本 伸治	ミヤコ東洋鍼灸院整骨院	北区西賀茂柿ノ木町5番地2	平成26年4月23日
谷 昌美	リプラス鍼灸整骨院	北区紫竹東桃ノ本町8 細井ビル4階	平成26年5月1日
徳見 崇	リプラス鍼灸整骨院	北区紫竹東桃ノ本町8 細井ビル4階	平成26年5月1日
常山 亮	長春堂鍼灸整骨院	北区紫野宮東町1番地18	平成26年4月2日
井上 隆幸	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町826番地28	平成26年4月22日
新界 秀文	アルケル在宅鍼灸マッサージ	上京区主税町826番地28	平成26年4月15日
脇坂 勇佑	丸太町鍼灸整骨院	左京区丸太町通川端東入東丸太町14	平成26年4月1日
福原 由利子	若宮接骨院	下京区若宮通松原下る亀屋町49番地	平成26年4月1日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
種田 佳晴	株式会社マジックハンド治療院	下京区七条通烏丸西入西境町162番地	平成26年4月4日
今泉 未治	KE i ROW西本願寺ステーション	下京区中堂寺櫛笥町18-2 くらげ五条401	平成26年4月17日
坂元 博喜	きらり整骨院	右京区西京極畑田町53-18	平成26年4月1日
羽原 靖久	アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	平成26年3月26日
増井 孝明	増井小梅堂	伏見区深草ヲカヤ町32-4 石原マンション102	平成26年4月21日
大西 加珠子	カズ治療院	伏見区深草平田町18-53	平成26年4月16日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)